

歳出予算に係る節・細節区分及び説明

節	節名称	細節	細節名称	説明
01	報酬	01	議員報酬	議会の議員に対して支給するもの
		02	委員報酬	地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する地方公共団体の執行機関である委員会の委員に対して支給するもの
		03	非常勤職員報酬	上記以外の報酬（会計年度任用職員は除く）
		04	会計年度任用職員報酬	会計年度任用職員に対して支給するもの
02	給料	00		条例に基づく給料
03	職員手当等	00		条例に基づく手当
04	共済費	00		地方公務員共済組合及び地方議会共済に対する地方公共団体の負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
05	災害補償費	00		地方公共団体の職員が公務上又は通勤による災害を受けた場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して支出する補償金
06	恩給及び退職年金	00		
07	報償費	01	報償金	報酬に属しない要員に対するもの
		02	謝礼金	講師等に対する謝礼的なもの
		03	賞賜記念品	賞金、記念品
08	旅費	00	費用弁償	議員その他の非常勤職員の旅行に要する費用として実費弁償として支給するもの 支給対象はおおむね「報酬」の受給者と一致する 又、地方自治法第207条に規定する関係人等に対する実費弁償として支給するもの
			普通旅費	特定の事業の目的に必要とされる旅費ではなく、一般の事務執行に伴い支給するもの（人当の旅費）
			特別旅費	普通旅費に該当しない、概ね特定の事業で目的の明らか旅費として支給するもの（例として、調査、検査、監査、監督、研修（視察等を含む）、指導、測量、海外等に該当するものをいう）
09	交際費	00		長又はその他の執行機関が行政執行上、あるいは当該団体の利益のために、外部の者と公の交渉するために要する経費
10	需用費	01	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用によって消費されるもの、あるいはき損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないものの購入経費
		02	燃料費	庁用燃料及び自動車燃料
		03	食糧費	来客用お茶・茶菓子、災害等における非常用炊き出し等に係る経費
		04	印刷製本費	諸帳票等の印刷、写真現像、焼付料等及び製本に要する経費
		05	光熱水費	電気、上下水道、ガス料金等
		06	修繕料	備品の修繕及び部品の取替えのための費用並びに家屋等の小修繕に要する経費（工事請負費に至らないもの）
		07	賄材料費	保育所、学校等における給食の材料購入経費
		08	飼料費	動物に係る飼料購入経費
		09	医薬材料費	特定の事業における医療用に供される消耗品購入経費
11	役務費	01	通信運搬費	切手、はがき、小包、書留、電信、電話の料金及び運搬（労務賃、荷造賃）等に要する経費
		02	保管料	物品の保管に要する経費
		03	広告料	公務執行上、住民に広く周知（ラジオ、テレビ、新聞）するために要する経費
		04	手数料	役務の提供に対する経費（委託料に該当しないもの）
		05	筆耕翻訳料	謄写、タイプ、印書、翻訳（通訳・速記）等に要する経費
		06	火災保険料	物件などの火災保険料及び損害保険料
		07	自動車損害保険料	自動車損害賠償保障法第10条の規定により適用除外を受けていない市町村の自動車に係る損害賠償責任保険料
12	委託料	01	施設管理委託料	施設、施設付属設備及び特殊な車両、機械の管理に係る業務
		02	OA機器等管理委託料	情報及び事務用機器（ソフトウェア含む）の運用管理に係る業務（単独で行うソフトウェア更新やシステム改修などに係る委託はその他業務委託料とする）
		03	指定管理料	
		04	試験調査委託料	測量、調査、研究、検査、土地鑑定（評価）などに係る業務（ただし、調査を含む委託であっても、その内容及び成果が計画策定や設計等に関するものについては、それぞれの細節に分類する）
		05	計画策定委託料	計画策定に係る業務
		06	設計施工監理委託料	工事（土木・建築など）の設計、監理に係る業務
		07	施設整備委託料	施設整備に係る業務
		08	その他業務委託料	上記及び災害復旧以外の業務
		09	災害復旧関連委託料	災害復旧関連の業務

歳出予算に係る節・細節区分及び説明

節	節名称	細節	細節名称	説明
13	使用料及び賃借料	01	使用料	機器使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、受信料、入場料等
		02	土地建物借上料	土地、建物等の不動産、会場等の借上料
		03	機械器具借上料	自動車、機械器具等の借上料
14	工事請負費	01	新設工事請負費	施設の新設を目的とする工事（新築、改築、増築、新設改良等） 外観、構造上、まったく新しいものとして構築する場合や既存のものを取り壊して再構築するもの
		02	改良工事請負費	既存施設の改良を目的とする工事 施設の資産価値を高め、または機能を拡張するもの 例：施設の用途変更のための大規模改修、トイレ洋式化、耐震改修 附属設備更新（全館空調、エレベーター、受電設備、蓄電池等）
		03	維持補修工事請負費	施設の維持補修、原状回復を目的とする工事 当該施設の機能維持に必要な対策的なもの 例：一般的なメンテナンスの範囲での営繕工事（消耗・劣化・破損した照明・衛生設備・個別の空調・壁紙等を同程度の部材に交換、屋根防水、外壁塗装等）、不陸整正、浚渫、舗装改修等
		04	除却工事請負費	施設除去、その他除去を目的とする工事
		05	災害復旧工事請負費	災害復旧を目的とする工事
15	原材料費	00		直営工事等における材料及び加工用原料で、工事の用に供することにより消滅する物品
16	公有財産購入費	01	権利購入費	著作権等の権利の取得に要する経費
		02	土地購入費	土地の取得に要する経費
		03	家屋購入費	家屋、家屋付属物（主に畳購入費）の取得に要する経費
17	備品購入費 ※	01	庁用器具購入費	一般的な事務用の機械器具の購入に要する経費
		02	機械器具購入費	専ら、特定の事業の執行に要する機械器具の取得に要する経費 （例えば、自動車、電子計算機器、厨房用機器、医療機器等）
		03	動物購入費	
18	負担金、補助及び交付金	01	負担金	法令または契約に基づいて、国、地方公共団体等に対して負担しなければならない経費（その他団体会員等の会費も含む）
		02	工事負担金	法令または契約に基づいて、国、地方公共団体等に対して負担しなければならない経費のうち工事に係るもの
		03	補助金	法令または条例等の規定に基づいて、特定の事業を行う者に対して、その事業を補助、助成するために交付するもの
		04	交付金	法令または条例等の規定に基づいて、団体又は組合等に対しての報償的意味として交付するもの その他補給金、議員の会派交付金（政務活動費）など
19	扶助費	00		生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等各種の法律の規定に基づき行う生活困窮者等に対する支援及び給付をいい、又は地方公共団体が任意に行う生活困窮者等に対する支援及び給付も含まれる。
20	貸付金	00		特定の行政上の目的を遂行するため行う個人等に貸し付ける経費
21	補償、補填及び賠償金	01	補償金	公務の執行により特定の者に財産上の損害、又は精神上的損害を与えた場合に、それを償うために要する経費
		02	補填金	地方自治法施行令第166条の2の規定による前年度繰上充用金等
		03	賠償金	公務の執行にあたって違法な行為により他人の権利又は利益を害したため、その与えた損害を補償する経費
22	償還金利息及び割引料	01	償還金	地方債の元金償還金、過年度の税収入及び税外収入の過誤納還付金（出納閉鎖期を過ぎたもの）
		02	利息及び割引料	地方債、一時借入金の利息
		03	還付加算金	法令及び条例の規定に基づき、過誤納金を還付する際に加算する金額
23	投資及び出資金	01	出資金	
		02	出捐金	
24	積立金	00		地方自治法第241条の規定に基づき設けられた基金等に対するもの
25	寄附金	00		地方公共団体が公益上の必要から支出する経費であって、財産の無償譲与であるもの
26	公課費	00		自動車重量税、消費税及び地方消費税、その他法令に基づく賦課金
27	繰出金	00		一般会計と特別会計又は特別会計相互間のもの

※ 備品については、原形のまま比較的長期（1年以上）の反復使用に耐え、補修可能な物品で、【取得価格が1品あたりの単価：3万円（税込み）以上のもの】とする。

ただし、以下の物品は金額に拘らず備品とする。

- ・犬山市財産管理規則 別表第2 物品分類表「1公印」に規定する印
（市長印、部長印、課長印、出納員印、分任出納員印など）
- ・図書（図書館、学校等において備え、閲覧や貸与するもの）